

を図るとともに、教師間の連携を密にし生徒を多角的・多面的に理解するよう努める。

(二) ホームルーム内に、好ましい人間関係を醸成し、ホームルーム担任を中心相談活動を充実し、共感的理解を図る。

(三) すべての生徒が、集団生活に適応し、それぞれの能力や特性を發揮しうるよう教育相談体制の整備充実に努める。

三 集団生活における規律の推持向上に努める

(一) 基本的生活習慣の確立に努め、ルール遵守の気風を醸成し集団生活における秩序と規律の維持に努める。

(二) 生徒の自主活動を通じ、集団への所属意識や連帯感を高めるとともに、自主的・自律的生活の推進を図る。

四 家庭及び中学校との連携を密にし、地域ぐるみの生徒指導の推進を図る

(一) 家庭に対しては、学校の教育目標や指導方針について理解と協力を得るとともに、家庭教育の充実を図るために啓発に努める。

(二) 中・高連携の組織や方法に改善を加え、相互の信頼関係に基づく中・高一貫の生徒指導の推進を図る。

(三) 地域の関係諸機関・諸団体との連携を密にし、地域におけるすべての教育方針を明確に設定し、児童生徒

学校のあらゆる生徒を対象とした指導体制の整備に努める。

(四) 地域ぐるみの補導活動や研修活動の充実を図るとともに、環境浄化活動や生徒の社会参加活動の推進にも努める。

養護教育

心身に障害を持つ児童生徒に対する適切な教育の場と機会を確保し、社会自立と社会参加を推進するため、養護教育の重点目標として「社会参加をめざす養護教育の推進」を設定した。そのための実現を図るため、指導に当たっては、この重点目標等を踏まえ適切な就学を推進し、それにに基づく適切な教育がなされるよう「教育課程の改善・充実」「重度・重複障害教育内容の充実」「交流教育の推進」「教職員研修の充実」等を柱として重点項目を次のように設定した。

(一) 教育課程及び指導一般

1 教育課程は、小・中・高一貫した

教育方針を明確に設定し、児童生徒

の障害の状態及び発達段階に応じた編成に努める。

2 指導計画の作成は、学習指導要領の解説書並びに手引書を十分に活用するとともに、障害の状態及び発達段階に応じ「領域・教科を合わせた指導」又は「合科的な指導」について十分検討し、適切な導入に努める。

3 指導に当たっては、個々の児童生徒の障害の状態及び発達段階に応じて到達目標を明確に設定し、毎時の授業の達成状況を的確に把握し、基礎的、基本的内容を確実に習得させるよう指導の形態や方法に創意工夫を加え、きめこまかでかつ適切な指導に努める。

4 評価に当たっては、客観的かつ適正な評価に努める。

5 教育機器等の活用については、障害の状態及び発達段階並びに能力等に即した教材・教具の使用及び開発に努めるとともに、コンピュータ等新たな教育機器の積極的な活用を図り、指導方法の改善に努める。

（三）特別活動

1 指導計画の作成は、小人数から生じる種々の制約に配慮し、学校の創意を生かし、児童生徒の自發的・自治的な実践活動がなされるようにする。

2 学校行事計画の作成は、障害の状態及び発達段階並びに施設等の実情を考慮して行事の精選を行い、児童生徒の負担過重にならないように努める。

3 学校給食の指導に当たっては、障害の状態及び発達段階を十分考慮し、身辺自立の促進等指導上の工夫を行ふ。

4 指導計画の作成は、心身の調和的・計画的、継続的に行う。

5 道徳の時間における指導と教育活動全体を通しての指導との連携を密にし、指導計画の作成は、障害の状態及び発達段階に応じ道徳教育の目標等を柱として重点項目を次のように設定した。

（二）道徳教育

1 指導計画の作成は、障害の状態及び発達段階に応じ道徳教育の目標等を柱として重点項目を次のように設定した。

（三）養護・訓練

1 指導計画の作成は、心身の調和的・計画的、継続的に行う。

との関連を図り、道徳的判断力の向上、実践力の育成が行われるようになる。

2 「道徳の時間」の指導に当たっては、障害の状態及び発達段階に応じて、日常生活の基本的行動様式をはじめ実践活動等の指導に努める。

3 「道徳の時間」以外の指導に当たっては、家庭や施設との連携を密にし、日常生活の基本的行動様式を効果的な指導が行われるように努める。

4 「道徳の時間」以外の指導に当たっては、家庭や施設との連携を密にし、日常生活の基本的行動様式を効果的な指導が行われるように努める。

5 指導計画の作成は、小人数から生じる種々の制約に配慮し、学校の創意を生かし、児童生徒の自發的・自